

## 災害時における物資の供給に関する協定

高知県内に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震・風水害その他のによる災害及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に規定する武力攻撃災害等が発生した場合（以下「災害時」という。）において、高知県（以下「甲」という。）と 株式会社 ナンコクスーパー（以下「乙」という。）とが、相互に協力して災害時の県民生活の早期安定を図るため、次のとおり、食料、飲料水及び生活必需品等（以下「物資」という。）の供給に関する事項について協定を締結する。

### （要請）

- 第1条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるとときは、乙に対し、調達が可能な物資の供給を要請することができる。
- 2 前項の要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書による手続を行うものとする。

### （要請事項の措置）

- 第2条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請時点で可能な範囲において、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を文書で甲に連絡するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって連絡し、その後速やかに文書による手続を行うものとする。

### （物資の範囲）

- 第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、別に定めるもののうち、要請時点で乙が調達可能な範囲のものとする。

### （物資の運搬、引渡し）

- 第4条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定するものが行うものとする。
- 2 甲は、前項の引渡し場所に甲の職員又は甲の指定する者を派遣し、物資を確認のうえ引き受けるものとする。

### （費用の負担等）

- 第5条 甲は、物資を引き取った後、乙の請求に基づき速やかにその代金を乙に支払うものとする。
- 2 物資の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。
- 3 乙が行った運搬に係る費用は、乙による通常の商品配送業務と同様とみなし、原則として乙が負担するものとする。ただし、乙の通常の商品配送業務の範疇を著しく超えると認められる場合は、甲が負担するものとする。

### （車両の通行）

- 第6条 甲は、災害時において乙が物資を運搬する際には、緊急通行車両として通行できるよう配慮するものとする。

(連絡責任者等の指定)

第7条 協力要請の手続を円滑に行うため、甲乙両者は事前に連絡責任者及び副連絡責任者（以下「連絡責任者等」という。）を定め、相互に文書で報告するものとする。

2 甲乙両者は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、相互に文書で報告するものとする。

(実施細目)

第8条 この協定に係る様式及び実施に係る細目等は、実施細目として別に定めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者署名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成18年 9月 20日

甲 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県知事

乙

高知県南国市後免町1丁目8番26号  
株式会社 ナンコクスースバー  
代表取締役

## 災害時における物資の供給に関する協定実施細目

### (趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時における物資の供給に関する協定（以下「協定」という。）第8条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な手続その他の事項を定めるものとする。

### (要請手続)

第2条 協定第1条に規定する甲から乙への要請は、次に掲げる事項をもって行うこととする。

- (1) 供給する期間
- (2) 供給物資の内容
- (3) 供給する場所（引渡し場所）
- (4) 供給量
- (5) その他必要な事項

2 甲は、乙の業務が円滑に行われるよう、前項の要請に係る重要な変更が生じたときは、その都度、乙に通知するものとする。

3 前項の規定により甲が乙に提出する文書は、別に定めるものとする。

### (措置事項の連絡手続)

第3条 協定第2条の規定により乙が甲に提出する文書は、別に定めるものとする。

### (物資の範囲)

第4条 協定第3条に規定する物資の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 飲料水
- (2) 食糧（即席めん、おにぎり、弁当、パン、缶詰等）
- (3) 粉ミルク
- (4) 生理用品
- (5) おむつ
- (6) その他甲が指定する物資

### (連絡責任者等の報告)

第5条 協定第7条に規定する連絡責任者等の報告は、別添様式1により行うものとする。